

公募型プロポーザル方式に関する公告

公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成の上、提出されたい。

令和 8 年 9 月 25 日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 委託業務内容等

(1) 委託業務名

令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業
フィジカル A I ビジネスコーディネーター業務

(2) 委託業務内容

「令和 8 年度いばらきフィジカル A I ビジネス創出支援事業フィジカル A I ビジネス
コーディネーター業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 参加者の資格に関する事項

当該プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく茨城県物品調達等競争資格参加資格者名簿に登録されており、茨城県物品調達等指名競争入札参加者指名基準及び入札心得（平成 9 年茨城県告示第 1141 号）を了知していること。
- (2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県への入札への参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号までに規定する者でないこと。
- (7) 申請事項等に疑義が生じた場合、県が実施する調査に協力すること。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、審査委員会において下記(2)の評価基準により審査する。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

審査は、別紙「令和8年度いばらきフィジカルA I ビジネス創出支援事業フィジカルA I ビジネスコーディネーター業務の公募に関する説明書」（以下「説明書」という。）を参照すること。

4 手続き等に関する事項

(1) 担当部局

茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 技術革新支援担当

所在地：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話：029-301-3579 F A X：029-301-3599

電子メール：gijutsu@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 応募に関する説明書の交付

ア 交付期間

令和8年9月25日（金）から令和8年10月9日（金）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

イ 交付場所

上記(1)の担当部局に同じ

ウ 交付方法

上記(1)の担当部局において直接交付する、又は茨城県物品役務入札情報サービスシステムからダウンロードする（直接交付を希望する場合は、担当部局に事前に連絡すること）。

・茨城県物品役務入札情報サービス URL

(<https://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/shidositsu/chodo/denshityotatsu/top.html>)

(3) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限

令和8年10月9日（金）午後5時必着

イ 提出先

上記(1)の担当部局に同じ

ウ 提出方法

持参、郵送（郵便書留）又はメールにより提出すること。

(4) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションは実施しない。

5 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約書作成の要否：要
- (3) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 企画提案書の提出後、本県の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書に記載した配置予定の技術者は、病床、死亡、退職等きわめて特別な場合を除き、変更することはできない。
- (6) 企画提案書の提出後契約締結までの期間中に上記2の参加要件を満たさなくなった場合には、以後手続きの参加資格を失うものとし、次順位の者と手続きを行う。
- (7) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (8) 提案の採用決定後、提案内容をそのまま委託するとは限らず、委託条件・仕様等を含めて契約段階において若干の修正を行うことがある。また、委託金額については、採用決定後、見積り合わせにより別途決定する。
- (9) 当該プロポーザルに基づき生じた権利義務は、令和8年度9月補正予算が否決された場合には効力を失うものとする。